

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例をここに公布する。  
平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第十六号

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）以下「法」という。）第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定及び法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請手数料の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第二条関係)

手数料を納入すべき者	名称	手数料			
		区分	分	金額	
一 法第五十三条第一項の規定による計画認定にかじ	低炭素建築物新築等	知事が一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分)を有しないものに限り、以下同じ。	共同住	五以下の場合	四千元
			共同住	共同住宅等又は複合	九千元
低炭素建築物新築等	定申請	共同住	共同住宅等又は複合	九千元	

建築物新築等計画の認定(以下「計画認定」という。)	手数料	
五十丁(建築物の住戸の数)が五以下の場合	共同住宅等又は複合	一萬五千元
五十丁(建築物の住戸の数)が六以上十以下の場合	共同住宅等又は複合	二萬六千元
五十丁(建築物の住戸の数)が十一以上二十五以下の場合	共同住宅等又は複合	四萬四千元
五十丁(建築物の住戸の数)が二十六以上五十以下の場合	共同住宅等又は複合	七萬九千元
五十丁(建築物の住戸の数)が五十一以上百以下の場合	共同住宅等又は複合	十二萬五千元
五十丁(建築物の住戸の数)が百一以上二百以下の場合	共同住宅等又は複合	十五萬八千元
五十丁(建築物の住戸の数)が二百一以上三百以下の場合	共同住宅等又は複合	十七萬九千元

共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、以下同じ。	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	手数料
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、三百一以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	九千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、二百一以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	十二萬五千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、百一以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	四萬四千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、五十一以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	七萬九千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	四萬四千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、三以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	七萬九千元

共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、以下同じ。	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	手数料
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、三百一以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	九千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、二百一以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	十二萬五千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、百一以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	四萬四千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、五十一以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	七萬九千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	四萬四千元
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が、三以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数(以下「計画認定住戸数」という。)	七萬九千元



共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について計画変更認定を受けようとする住戸の数(以下この号において「計画	共同住宅等又は複合建築物に係る住戸の数(以下この号において「計画	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合
	四千元	九万九千元	七万九千元	六万二千元	三万九千元					

二十六以上五十以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五十一以上百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が百一以上二百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二百一以上三百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が三百一以上四百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四百一以上五百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五百一以上六百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が六百一以上七百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が七百一以上八百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が八百一以上九百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が九百一以上千以下の場合
	三万九千元	六万二千元	七万九千元	八万四千元						

宅等又は複合建築物は複合建築物の住戸の数が百一以上二百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二百一以上三百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が三百一以上四百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四百一以上五百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五百一以上六百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が六百一以上七百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が七百一以上八百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が八百一以上九百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が九百一以上千以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が千以上千二百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が千二百以上千四百以下の場合
	二十四万六千元	十八万八千元	十三万八千元	九万六千元	六万七千元	四万七千元				

変更認定住戸数と同一の住戸(以下「変更認定住戸」という。)が五以下の場合	計画変更認定住戸数が六以上十以下の場合	計画変更認定住戸数が十一以上二十五以下の場合	計画変更認定住戸数が二十六以上五十以下の場合	計画変更認定住戸数が五十一以上百以下の場合	計画変更認定住戸数が百一以上二百以下の場合	計画変更認定住戸数が二百一以上三百以下の場合	計画変更認定住戸数が三百一以上四百以下の場合	計画変更認定住戸数が四百一以上五百以下の場合	計画変更認定住戸数が五百一以上六百以下の場合	計画変更認定住戸数が六百一以上七百以下の場合
	七千元	一万三千元	二万二千元	三万九千元	六万二千元	七万九千元	八万四千元	一万六千元	三万四千元	





	非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合	三十七万八千円
	非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	四十三万千円

五 法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第一号若しくは第二号に定める額又は第三号若しくは前号の規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物又は非住宅建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年二月青森県条例第八十三号）別表第一号の規定の例により算定した額を加算した額とする。

六 法第五十四条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における当該審査に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を伴うときの低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、前号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物又は非住宅建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例別表の備考の第六号の表の規定の例により算定した額に百分の百五を乗じて得た額を加算した額とする。

七 一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について二以上の者が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画認定を受けようとする場合における共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手

資料の額は、表の第一号に定める額又は第五号若しくは前号の規定により算定した額をこれらの者が計画認定を受けようとする住戸の数を合計した数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、計画認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額とする。

八 一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について二以上の者が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画変更認定を受けようとする場合における共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第二号に定める額又は第五号若しくは第六号の規定により算定した額をこれらの者が計画変更認定を受けようとする住戸の数を合計した数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、計画変更認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額とする。

提案理由

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の徴収に関し必要な事項を定めるため提案するものである。